

様式第2号（第3条関係）

処分基準整理票

処 分 名	工事費用の原因者への負担命令		
根 拠 法 令 名	河川法（昭和39年法律第167号）	（条項）第100条において 準用する第67条	
基 準 法 令 名			（条項）
所 管 部 署	建設部	路政課	審査係
<p>【処分基準】・文書の名称</p> <p> 【河川法に係る法定受託事務の処理基準等について（平成13年4月27日付国 河改第36号国土交通省河川局長通知）】</p> <p> 【行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について （平成6年9月30日付建設省河政発第52号建設省河川局長通達）】</p> <p> ・掲載図書等【河川六法】</p> <p> ・内容 <input checked="" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p> 当該河川工事が河川法第18条により工事原因者に施行を命じるべきものに該当す る場合において、当該他の工事又は他の行為により工事の必要が生じた時点における河 川又は河川管理施設の機能回復に要した費用を限度として負担させることを基準とす る。</p> <p>【根拠法令】</p> <p> 河川法</p> <p> 第67条</p> <p> 河川管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた河川工事又は河川の維持に 要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為に つき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。</p>			

※ 処分基準の内容すべてを記載することができないときは、当該処分基準が記載された
図書等の縦覧をもって代えることができる。